

冬期交通確保に向け除雪体制スタート！

釜石地域の冬道の安全を確保するため除雪機械出動式を開催
～平田こども園 園児による^{とらまい}虎舞も披露～

国土交通省三陸国道事務所釜石維持出張所及び南三陸国道事務所では、道路交通の安全確保を目的に、冬期間の除雪・スリップ対策を実施しております。

この度、**本格的な冬が到来する前に**、釜石市平田地内の釜石維持出張所構内にて合同で除雪機械出動式を開催いたします。

出動式では、除雪作業従事者への激励として平田こども園の皆さまによる「へいたっこ^{とらまい}虎舞」が披露されます。

- 日 時 : 令和 2年11月18日(水) 10:00～11:00
- 開催場所: 三陸国道事務所 釜石維持出張所 「機械格納庫敷地」
(釜石市大字平田3-61-72 : 別添図参照)
- 開催内容: 安全祈願祭 10:00～10:30 (受注会社主催)
除雪機械出動式 10:30～11:00
※天候、その他の理由により式典等中止する場合があります。
- 管理区間: 釜石維持出張所 国道45号(釜石市～大槌町)
釜石自動車道(遠野住田IC～釜石JCT)
南三陸国道事務所 三陸沿岸道路(吉浜IC～山田南IC)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り少人数でマスクを着用しての取材にご協力をお願いします。

＜発表記者會：東北専門記者會、岩手県政記者クラブ、
釜石記者クラブ、大船渡記者クラブ＞

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所
釜石維持出張所

出張所長 ^{みうら}三浦 ^{としき}俊樹 TEL:0193-26-5014 (内線 6221)

国土交通省 東北地方整備局 南三陸国道事務所

管理課長 ^{ささき}佐々木 ^{かずしげ}一茂 TEL:0193-28-4731(代表) (内線 431)

安全祈願祭・除雪機械出動式

次 第

日 時 : 令 和 2 年 11 月 18 日 (水)

場 所 : 釜石維持出張所 機械格納庫敷地内

1, 安 全 祈 願 祭 10 時 00 分 ～ 10 時 30 分
(施工業者主催)

a. 安全祈願祭

玉串奉奠 等

2, 除雪機械出動式 10 時 30 分 ～ 11 時 00 分

a. 挨拶

南三陸国道事務所長

三陸国道事務所長

釜石警察署長

b. へいたっこ虎舞

平田こども園

c. 安全宣言

施工者代表

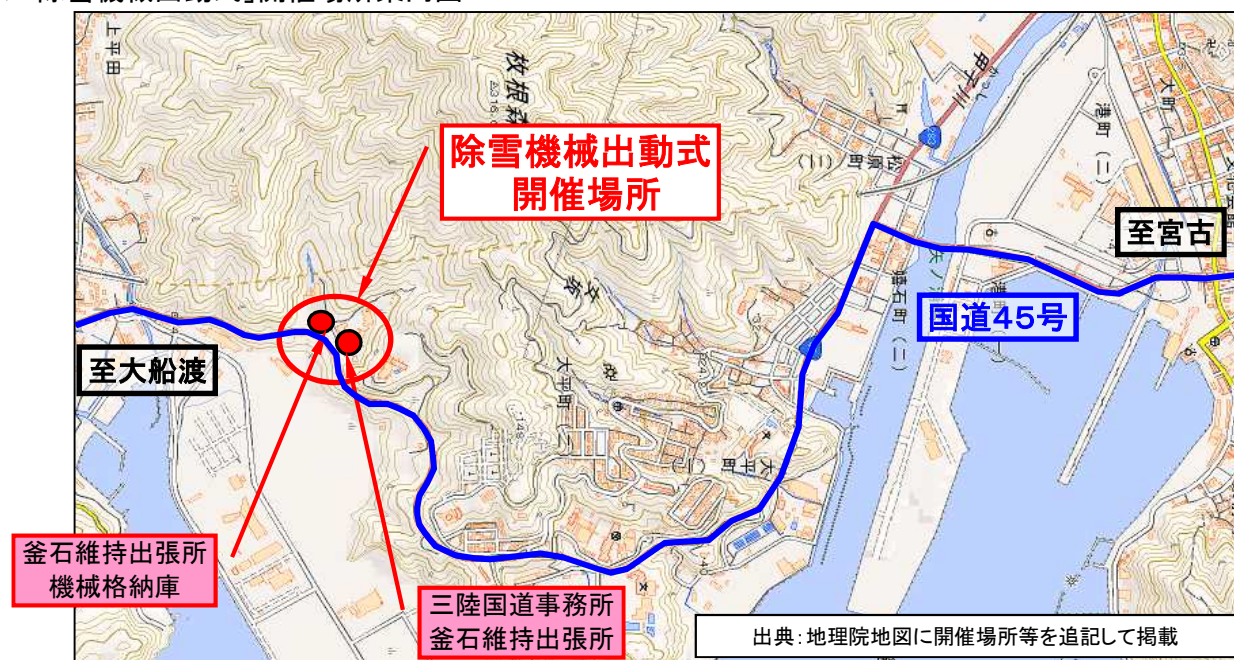
d. 除雪機械鍵引渡し

e. 除雪機械点検

f. 除雪機械出動

g. 閉会

▼「除雪機械出動式」開催場所案内図



▼「安全祈願祭」の様子



▼「除雪機械出動式」の様子



園児によるへいたっこ虎舞



施工業者による安全宣言

早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!



過去5年で最も早く
観測された主な峠の初雪日



走行予定の道路状況を把握し
雪道への備えを万全に!!
立ち往生対策も忘れずに!!

冬タイヤ

タイヤ
チェーン

スコップ

携帯トイレ
毛布等

WEBサイトで道路情報

パソコン・携帯・スマホで検索

東北・
みち情報



「東北みち情報」

岩手県道路情報
提供サービス



「岩手県道路情報提供サービス」

ドラぷら (高速道路情報サイト)
ドラぷらモバイル (高速道路情報サイト)



「ドラぷら」

国土交通省 (岩手河川国道事務所・三陸国道事務所・南三陸国道事務所)・岩手県警察本部
岩手県・東日本高速道路(株)東北支社 (盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所)

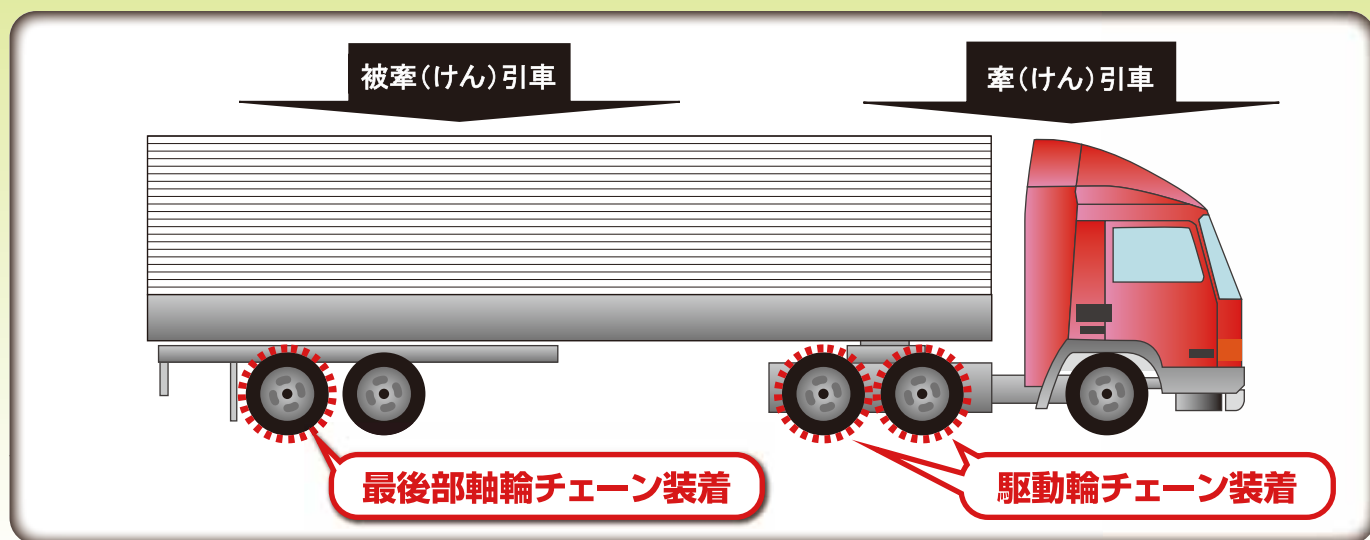
岩手の積雪・凍結道路 を走行するために！

事前確認

普通タイヤの場合、**駆動輪のすべてに** タイヤチェーンを装着

トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着
または

雪路用タイヤを **全車輪** に装着
(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)



道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

○道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)

法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること、その他の滑り止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。

○道路交通法 第120条

5万円以下の罰金

○反則制度 道路交通法 第125条

大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円